

保育士修学資金返還猶予申請書

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならない
ようご注意ください。

令和4年4月25日

番号 21 HS 000

所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり保育士修学資金について返還猶予を申請します。

貸付期間	累計借入額	返還猶予申請期間
令和3年4月～令和4年3月	420,000円	令和4年4月～令和9年3月
猶予理由 ※該当番号に☑をつける ()内の該当理由にも○をつける	<input type="checkbox"/> 1 貸付解除後も在学中 <裏面 添付書類①> <input checked="" type="checkbox"/> 2 横浜市内の指定施設において保育士業務に従事中 <裏面 添付書類②> <input type="checkbox"/> 3 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産・介護・人事異動ほか) <裏面 添付書類③> <input type="checkbox"/> 4 その他	
説明 ※具体的に	横浜市内の認可保育所(指定施設)にて、保育士業務に従事するため	

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

注2) 「法人・施設名称」「所在地」欄について
勤務地(配属先)の情報を記入してください。

上記において2の理由を選択された場合は、必ず記入すること

法人・施設名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園	
施設等種別	認可保育所	
所在地	〒333-△△△△ TEL 045-5432-△△△△	神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△
従事開始日	令和4年4月1日	

上記のとおりであることを証明します。

令和4年4月20日

横浜市社会福祉協議会会長

(従事先)

注3) 「従事先の証明」欄について
従事先の法人、もしくは施設の代
表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、個
人印は認められません。

施設名 社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園

氏名及び氏名 園長 野毛 太郎



返還猶予について

以下の理由に該当する場合は、返還猶予申請を行うことができます。

猶予理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還猶予について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項4号又は第6号若しくは第7号に該当し、修学資金の貸付契約を解除され、その後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

〈添付書類〉

- ①規則第13条第1項第1号に該当する者
 - ・養成施設在学届 (様式第9号)
 - ・在学証明書
- ②規則第13条第2項第1号に該当する者
 - ・保育士業務従事届 (様式第10号)
- ③規則第13条第2項第2号に該当する者
 - ・当該事実を証明する書類